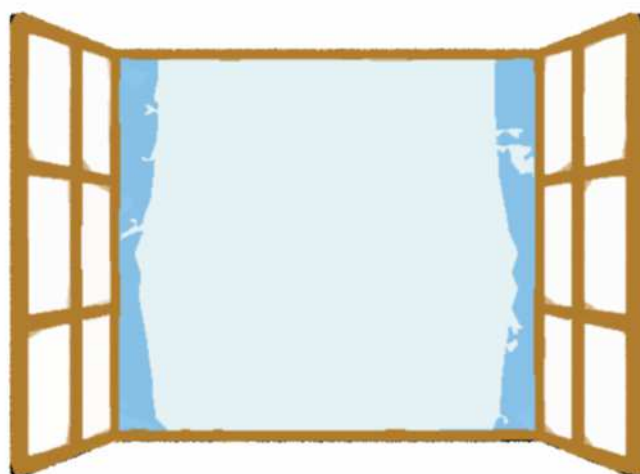


2024年度市報人権啓発コーナー

心の窓 ～ 振り返り ～



発行：豊後高田市



2025.3 外国人だから・・・って、偏見は No!

市内で外国人の方を見かける機会が増えてきていませんか？

実は、本市で暮らす外国人数は、人口比で 4.4%となっており、県全体（1.7%）を大きく上回っています。

※令和 6 年 6 月末現在

日本で暮らす外国人の方とは、それぞれの国の文化や生活習慣などの違いを認め合って暮らしていくべきですが、私たちは知らないことへの恐怖や先入観から相手を差別してしまうことがあります。

そんな差別をなくすためには「相手のことを知る・相手と関わる」ことが大切です。多様性を認め合い、お互いを尊重しながら一緒に暮らしていきましょう！

法務省人権啓発動画 『誰か』のことじゃない～外国人編～

アパートでのごみ出しトラブルから起きた偏見が、会話をきっかけに解消されるショートストーリー。相手を知り・関わることの大切さを伝えています。

※市HPに動画のリンク（法務省HP）がありますので、ぜひ、ご覧ください。



ケーブルテレビ週刊ニュース内で、毎月、人権啓発動画を放送中です！※都合により、放送がない週もあります。

2025.2 子どもたちの未来を守るために SOS サインに気づき、いちはやく対応を!

近年、全国の児童相談所に寄せられた児童虐待に関する相談は、令和 4 年度速報値（国公表）では約 22 万件にのぼり、子どもの命が奪われる事例も後を絶ちません。

児童虐待は家庭の中で起こることが多く、「しつけ」と称しての暴力は心身ともに悪影響となり、子どもの人権を侵害します。周りの人が気が付き、知らせることが、子どもたちの命を救うことにつながります。

虐待がなくなるよう、社会全体で子どもたちを守っていきましょう。



2025.1 4人に1人」が人権侵害されたことがあると回答

～ 一人で悩まず、まず相談を ～

昨年実施した人権に関する市民意識調査（市内在住 18 歳以上、千人を対象）の中で「人権が侵害されたり、侵害されたと思ったことがありますか。」の質問に対して、「ある」と答えた方の割合は 24.8% にのぼり、約 4 人に 1 人が人権侵害されたという結果となりました。

加えて、人権侵害を受けた後の対応で「抗議も相談もしないで我慢した」と答えた方が約 6 割という結果も出ています。『人権』は、幸せに生きるために誰でも持っている認められる基本的な権利です。

他人からの悪口やうわさ、嫌がらせなどで「生きづらさ」を感じたり、悩んだときは、一人で抱え込まないで、まずは、身近で信頼できる方に相談しましょう。

差別や人権侵害全般の相談先

法務省 みんなの人権 110 番
0570 - 003 - 110

特設人権なんでも相談所を市内で毎月開催中

令和 7 年度予定表 →

大分地方法務局宇佐支局（0978-32-0508）でも、
随時受け付けています。（平日 8：30～17：15）



2024.12

情報流通プラットフォーム対処法まもなく施行

法整備後も情報モラルが何よりも大切です！

今年の 5 月 17 日に「情報流通プラットフォーム対処法」（プロバイダ責任制限法の一部改正）が公布され、1 年以内に施行されます。この法律は、インターネット上の誹謗中傷で多くの方が苦しんでいる現状を受け、違法・有害情報に対処するための法律です。

同法の施行に伴い、プラットフォーム事業者（SNSなどを運営する大規模事業者）には、次のようなことが義務付けられます。

- ・投稿に対する削除申出窓口や手続きの整備、公表
- ・削除申出に対する判断と通知（原則、一定期間内）
- ・削除判断基準の策定と公表 など

正しい情報の見極めとルール・マナーを守ったネット利用こそが大切です！

法の整備は、インターネット上の侵害や誹謗中傷を防ぐ大きな一歩です。しかし、法の整備だけで人権侵害がなくなるわけではありません。私たち一人ひとりが、インターネットの正しい情報を見極めるとともに、ルールやマナー（情報モラル）を守り、人を傷つけてしまう可能性のある投稿をしないよう、上手にインターネットを活用することが大切です。

人権侵害の加害者にも被害者にもならないよう、ネット利用は適切に！！

2024.11 「女性に対する暴力をなくす運動」期間

STOP 暴力！考えよう人権！

暴力は、加害者・被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。そして、身体的以外の「**心理的攻撃・経済的圧迫・性的強要**」も『暴力』です。特に女性に対する暴力は、男女共同参画社会実現に向けた克服すべき重要な課題です。この機会に、女性に対する暴力について考え、暴力を許さない社会を築きましょう！

一人で悩まず、ご相談ください。



SNSで相談



DV相談プラス

電話で相談

はれれば

#8008

DV相談ナビ

※20歳以上を対象とした内閣府調査（2020年）によると、女性約4人に1人、男性約5人に1人が配偶者から暴力を受けたことがあると回答しており、DV被害は女性だけの問題ではありません。この機会に、女性へのDV同様に男性へのDVについても併せて考えてみましょう！

2024.10 ハンセン病の歴史から学ぶ人権課題

～悲劇を繰り返さないために私たちができること～

ハンセン病は「らい菌」によって引き起こされる病気で、現在では、感染や発症することは稀で、完治できる病気です。しかし、かつては、外見に出やすい症状や回復が困難だったことに加えて、昭和6年（1931年）に成立した国の「らい予防法」による隔離政策によって恐れられ、元患者や家族は厳しい差別を受けてきました。

ハンセン病問題 近世以降の歩み

患者の隔離政策	明治後期（1900年代）～昭和前期（1940年代）
治療薬の登場	1940年代に有効な薬が開発され、治療法が確立されたが、隔離政策は継続中
らい予防法廃止	平成8年（1996年）に廃止、長きに渡った隔離政策が終わる
司法判断勝訴	・平成13年（2001年）患者隔離政策を違憲とする熊本地裁判決 ・令和元年（2019年）ハンセン病患者家族の偏見や差別の被害を認める熊本地裁判決。

裁判で勝利したからといって問題がすべて解決したわけではありません。元患者や家族に対する偏見や差別は、今なお、根深く残っています。同じ過ちを繰り返さないためにも、私たちは歴史を学ぶとともに、自分のこととして考えることが大切です。



厚生労働省HP

2024.9 みんなで声掛け!高齢者がいきいきと暮らせる社会へ 高齢者の人権

人権に関する市民意識調査の高齢者に関する質問で「現在、どのような人権問題があると思いますか」の問いに対する上位3つの回答は次のとおりでした。

上位3項目

- | | |
|-------------------------|-------|
| ①振り込め詐欺や悪質商法の被害が多いこと | 51.5% |
| ②一人暮らし、閉じこもり、寝たきりなどへの不安 | 46.1% |
| ③経済的な自立が難しいこと | 41.4% |

核家族化が進む中、一人暮らしや夫婦二人だけの世帯が増加していることが、上記の要因の一つと考えられます。高齢者の人権という難しく思うかもしれませんが、これらの問題を解決する効果的な方法として、地域の声掛けがあります。

声掛けの例

自治会内で、あいさつ運動を推進し、顔の見える関係をつくる
サロンなどの行事を開催し、交流を深める

また、コンビニエンスストアの店員の声掛けで、振り込め詐欺を防いだ事例が、市内でもありました。このように地域の人みんなで関わっていくという考え方を浸透させることがより大切な事ではないでしょうか。高齢者の皆さんがいきいきと暮らしていくために、みんなで声掛けをしましょう!

2024.8 部落差別があると思っている市民の割合 51.1%

部落差別は今もあると思いますか? 昨年、市が行った人権に関する市民意識調査(18歳以上の1,000人の市民を対象に実施)での、回答結果は右図のとおりでした。

部落差別の問題を考えると、「昔はあったけど、今はもうない」、「自分は差別しないから関係ない」といった言葉を聞くことがありますが、実際に差別で心を痛めている方がいます。

最近では、ネット上での誹謗中傷や曝露が大きな課題となっています。誰もが生きづらさを感じない、住みよい社会にするため、一人ひとりが自分自身の課題と考えることが大切です。



「部落差別解消推進法」が施行されて8年目を迎えます

この法律は、今もなお部落差別が存在すること、そしてインターネットの普及といった社会変化を踏まえ、差別が決して許されないものであるとの認識のもと、部落差別のない社会の実現をめざすためにつくられました。

2024.7 軽い気持ちでは許されない！インターネット上での誹謗中傷

インターネットは、便利なツールとして現代社会には欠かせないものです。しかし、一方で軽い気持ちで投稿したメッセージや写真などで、他人を傷つけてしまったり、場合によっては訴えられる事例が起こるなど深刻な社会問題となっています。

こんなインターネットの使い方をしていませんか？

- ・ 正義感で、再投稿や拡散をする
- ・ 「匿名だから大丈夫」と思い、攻撃的な言葉を使う
- ・ 軽い気持ちで投稿する

大変なことになるかも！？
そうなる前に・・・。



誹謗中傷をしないために

- ・ 他人の投稿を安易に再投稿しない
- ・ 無責任な投稿はしない
- ・ 投稿前に、もう一度、適切な内容がないか見直す

被害者や加害者にならないために「インターネットでつながった先にいるのは、心を持つ生身の人間であること」を忘れずに、ネチケツ（ネット利用で心がかるマナー）を守りましょう！

政府広報オンライン HP



お悩みの方へ

法務省の相談窓口

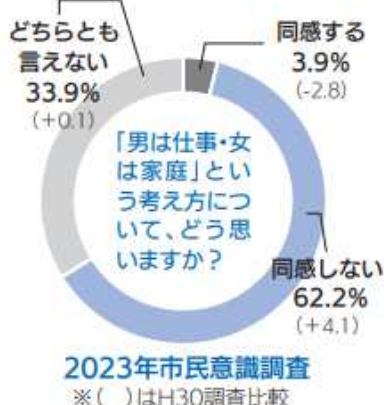
みんなの人権 110 番

(全国共通) 0570-003-110



インターネット人権相談

2024.6 「男は仕事、女は家庭」の考え 6 割を超える方が同感しない



心の中に、こんな思いはありませんか？

お茶出しを男性がすることに違和感がある。育児や家事は女性の方が向いている。など

市は第4次男女共同参画計画策定のために令和5年8月に市民意識調査を行いました。その中の『男は仕事、女は家庭』という考えた方をどう思うか？という設問の集計結果は、「同感しない」と答えた方が62.2%（前回調査より4.1ポイント増）で、昔ながらの性別による役割分担意識は、年々、薄らいできています。

その一方で4割弱の方がそのような意識をハッキリと否定できないと感じている現状があります。

6月23日～29日は男女共同参画週間です。この機会に、我が国の優先課題の一つ「男女共同参画社会の実現」に向けて、気が付いたことや、おかしいと思ったことについて、家庭、地域、職場で、話し合い、出来ることから取り組みましょう！市HPの第4次男女共同参画計画とその概要版をぜひ、ご覧ください。

(市HP)



2024.5 「こども」って何歳まで？ ～こどもの人権問題～

2023 年(令和 5 年)に成立した「こども基本法」では、こどもとは「心と体の発達の過程にある人」とし

ており、18 歳や 20 歳といった年齢の上限を設けていません。

これは、単純に年齢で区別するのではなく、「こどもが社会に出ても、それぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるよう地域で支えていく」ことの大切さを示しています。また、この法律には、施策にこどもの意見を反映させることが書かれており、「こどもは大人のいうことを聞くべき」といった考え方を変えていくことが私たち大人に求められているのではないのでしょうか。

こども家庭庁が開設している HP「こどもまんなか」には、皆さんに知ってもらいたい情報が分かりやすく掲載されていますので、是非ご覧ください。



こども家庭庁 HP (こどもまんなか)

2024.4 Stop the 性暴力被害！ 4月は若年層の性暴力被害予防月間です。

4 月は進学や就職等で新生活のスタートで若年層の生活環境が大きく変わり、若年層の性犯罪や性暴力の被害に遭うリスクが高まる時期です。2023 年 6 月内閣府公表の調査によると若年層(16～24 歳)のうち、4 人に 1 人以上が性暴力被害に遭っています。望まない性的な行為は例え夫婦やパートナーであっても性暴力です。また成人年齢が 18 歳に引き下げられたことで親の同意なしで契約可能となり、ダルトビデオに出演するという認識がないまま契約してしまい、契約をたてに出演を強要されるという被害も起きています。

望まない性的な行為はすべて性暴力です。

加害者にも被害者にもならないようお互いの心と体を大切にしましょう。

被害に遭わないために注意すべきこと

- ・ 個人情報を安易に人へ教えない。 ・ 少しでも怪しいと思ったら友人の紹介でも断る。
- ・ 簡単にお金を稼げる、友人の誘いをうのみにしない。など まずは自分で身を守りましょう。

※ 手口は巧妙化しています。要注意！！

被害に遭っているかもと感じたら一人で悩まず!まず相談を

【相談窓口】 秘密厳守 ・ 無料 ・ 24 時間対応 ※チャット相談によるキュアタイムは下記時間

電 話 相 談

おおいた性暴力救援センターすみれ

はやくワンストップ
8 8 9 1

性犯罪被害相談電話(警察)

ハートさん
8 1 0 3

性暴力に関する SNS 相談キュアタイム

17:00～21:00

キュアタイム HP

